

## 松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付要領

### (通則)

第1条 松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 本補助金に係る事務において、「申請日」とは申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていることその他要綱及び本要領に定められた形式上の要件に適合し、当該申請書等が環境政策課に到達した日とする。

2 本補助金に係る事務において、「工事完了日」とは住宅の新築・改修に係る工事がすべて終了した日とする。また、建売住宅にあつては住宅の引渡しを受けた日とする。

### (補助対象者)

第3条 要綱第3条の規定は申請日において適用する。

### (交付申請受付)

第4条 交付申請は、要綱第6条に定める期日まで受け付けることとするが、次の各号に該当する場合には、これを受け付けることができない。

- (1) 要綱第6条第1項に掲げる交付申請書の記載漏れ及び同条同項各号に掲げる書類に不備がある場合
- (2) 補助金が予算額に達し、交付できないと見込まれる場合

(交付申請の場所)

第5条 要綱第6条に掲げる交付申請書等の提出は、環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当室へ行うこととし、支所等での受付は行わないものとする。

2 前項によるもののほか、郵送等による申請を妨げない。

(必要書類)

第6条 要綱第6条各号に掲げる書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第6条第4号に掲げる書類は、住民登録の確認について市長が確認することに同意することで省略することができる。また、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）に基づく避難場所を証明する書類の写しがある場合はこれをもって替えることができる。
- (2) 要綱第6条第5号に掲げる書類は、市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに同意することで省略することができる。
- (3) 要綱第6条第6号に掲げる書類は、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年3月11日国土交通省告示第489号）に規定される第三者認証であるBELS評価書及び一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターによるLCCM住宅認定書とする。また、国等からの補助金を受けている場合は、その交付決定を通知する書類をもって代えることができるものとする。
- (4) 要綱第6条第7号に掲げる書類において、次に掲げる事項が確認できない場合は、その事実が確認できる書類を併せて提出するものとする。
  - ア 補助対象住宅の購入又は改修に係る費用の明細
  - イ 補助対象住宅の工事完了日
- (5) 要綱第6条第9号に掲げる書類は、契約書に記載された当該補助対象

住宅に係る契約名称が但し書きに記載されている領収書等の写しとする。ただし、但し書きに当該記載が確認できない場合は、契約請負事業者が作成した契約の請負代金を領収したことを証明する書類をもって代えることができるものとする。

(6) 要綱第6条第10号に掲げる書類は、工事着工前の写真及び工事完了後の写真とし、当該立地が同一であることがわかるよう周囲を含め撮影したものとする。ただし、建売住宅である場合は引渡しを受ける補助対象住宅が建築されていることがわかる写真とする。

(7) 要綱第6条第11号に掲げる書類は、住宅用太陽光発電設備で発電した電気の売電明細、接続契約のご案内又は当該設備の保証書等の写しとする。

(交付請求)

第7条 要綱第8条に掲げる請求書に記載する口座名義は、申請者のものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。